

「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する食品健康影響評価指針（案）」の修正点

修正箇所	修正後	意見・情報の募集時の資料
12ページ 24行目	また、抗生物質耐性マーカー遺伝子を用いており、かつ添加物の製造工程において <u>当該遺伝子</u> 及びその産物が安全性に問題のない程度まで除去されることが明らかでない場合は、耐性発現の機序、使用方法及び関連代謝産物等について次の事項に関する考察も含め総合的に判断して、遺伝子組換え体の選抜に関わる遺伝子の安全性が確認できていること。	また、抗生物質耐性マーカー遺伝子を用いており、かつ添加物の製造工程において <u>遺伝子及び</u> その産物が安全性に問題のない程度まで除去されることが明らかでない場合は、耐性発現の機序、使用方法及び関連代謝産物等について次の事項に関する考察も含め総合的に判断して、遺伝子組換え体の選抜に関わる遺伝子の安全性が確認できていること。

※修正箇所は、指針内のページ数、行数。

※下線は意見・情報の募集時の資料からの修正部分。